

不育症治療費助成金の申請に必要な書類

- 不育症治療費助成金の交付申請には下記の書類が必要です。申請の際は、すべての書類を提出して下さるようお願いいたします（郵送可）。
- 申請の際は、日中に連絡のとれる電話番号をお知らせください。（携帯電話可）

提出するもの	チェック欄
不育症治療費助成金申請書	
不育症治療受診証明書（生殖医療専門医が記入したもの）	
医療機関が発行した領収書の写し ※院外処方がある場合は、薬局の領収書及び明細書を添付してください。	
夫婦の健康保険証の写し（おもて面のみ）	
夫婦の住民票（マイナンバーの記載のないもの）、所得証明書、納税証明書 ※市の閲覧に同意する→不要です。申請書の下にある同意書に記入、押印してください。ただし、 <u>能代市へ転入された方は前住所地の証明書が必要な場合があります</u> でお尋ねください。 ※市の閲覧に同意しない…子育て支援課へ手数料免除申請書を提出いただくと、無料で取得できます。事前にお電話ください。	
請求書	
申請者と振込先が違う場合、委任状（任意様式）	

◇助成対象者◇

- 法律上の婚姻をしている夫婦で、生殖医療専門医が所属する医療機関において不育症と診断されていること。 ※婚姻前の治療は対象外です
- 申請時に能代市に1年以上住民登録をしていること（夫婦のいずれか一方でも可）
- 夫婦の前年の所得（1～5月の申請は前々年の所得）合計額が730万円未満であること
- 夫婦の双方が医療保険各法の被保険者、組合員、被扶養者であること
- 夫婦の双方が市税を滞納していないこと

～お問合せ～

子育て支援課子育て世代包括支援センターめん choco てらす
(新庁舎2階)

電話 0185-89-2948 メール k-houkatsu@city.noshiro.lg.jp

